

## 平成28年熊本地震への都の対応（第28報）

＜熊本地震による避難者の都内公立学校への受入れに係る連絡先について＞

東京都内の公立学校においては、熊本地震により被災し、避難した児童・生徒等が受入れを希望してきた場合には、就学の機会を確保する観点から、可能な限り弾力的に取り扱うこととし、速やかな受入れを行っておりますが、都及び各区市町村の連絡先等についてお知らせします。

### 1 就学先について

- (1) 区市町村立小・中学校、都立特別支援学校小学部・中学部  
居住を予定する地域の区市町村教育委員会と相談の上、決定します。
- (2) 都立高等学校  
面接等必要な検査を実施し、受入れを決定します。
- (3) 都立特別支援学校幼稚部・高等部  
転学相談を実施の上、受入れを決定します。

### 2 就学相談及び手続先について

別添「教育委員会（就学関係）連絡先」のとおり

### 3 弾力的な受入れの内容について

被災した児童・生徒等が受入れを希望してきた場合には、通常の住民票異動等の手続ができない場合でも、弾力的な取扱いにより転入学ができます。

なお、別添文部科学省通知「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」も参照してください。

#### 問合せ先

##### 【公立小・中学校に関すること】

教育庁地域教育支援部義務教育課長

電話（直通）03（5320）7491

##### 【都立高等学校に関すること】

教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長

電話（直通）03（5320）6745

##### 【都立特別支援学校に関すること】

教育庁都立学校教育部主任指導主事（就学相談担当）

電話（直通）03（5320）6758